

北斗市小規模事業者持続化支援金について

1 概要

新型コロナウイルス感染症により影響を受けながらも、感染予防・拡大防止と事業継続に取り組んでいる北斗市内の事業者へ、事業全般に広く使える支援金を支給します。

2 対象事業者

対 象 者	<p>以下の全てに該当するものを経営する事業者</p> <p>① 令和2年12月31日以前から北斗市内に住所を有する個人事業主又は北斗市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主であること。申請日時点においても継続してその状態が続いており、今後も継続して事業を営む意思があるものに限る。 ※現在、一時的に休業している場合も含まれます。</p> <p>② 常用雇用者が20人以下の法人又は個人事業主であること。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（1月1日～12月31日）の売上が前年同期と比較して、2割以上減少していること。 ※減少額が売上減少率に応じて支給される支援金の額より大きいこと。 ※平成31年2月1日以降に開業した場合は、別途計算方法あり。</p> <p>④ 北海道で定める「新北海道スタイル」の取組を実践すること。</p>
-------	--

3 支給金額

1事業者あたりの給付額は、下表のとおりとする。

	売 上 減 少 率			
	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上
法 人	200,000 円	300,000 円	400,000 円	500,000 円
個人事業主	100,000 円	200,000 円	300,000 円	400,000 円

4 用語の説明

用 語	説 明 文
個人事業主	事業を行う個人であり、主たる収入（1年の収入額の半分以上を占める収入）が事業収入である個人事業者または主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等。
常用雇用者	次の全てに該当する者 ア 雇用期間の定めのない者 イ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の被保険者
売 上	事業で得た収入

5 提出書類

	法 人	個人事業主
①	申請書	申請書
②	平成31年1月から令和2年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1の控えの写し等（いずれも收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていることとし、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。）	令和元年分及び令和2年分の個人確定申告書第一表の控えの写し等（いずれも收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていることとし、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付すること。）
③	法人事業概況説明書の控えの写し	所得税青色申告決算書又は収支内訳書の控えの写し。主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は、雑所得・給与所得の内訳がわかる書類
④	法人名義の振込先口座の通帳の写し（当座預金を除く）	申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（当座預金を除く）
⑤	申請者の履歴事項全部証明書（申請時から3カ月内に発行されたもの）	現住所がわかる本人確認書類の写し
⑥	市内に事業所があることがわかる書類	市内に事業所があることがわかる書類

6 申請手続き

受付期間	令和3年4月1日（木）から令和4年2月10日（木）まで（消印有効）
申請方法	郵送のみ で受付し、要件等の確認・交付決定後、 <u>交付決定日から10日程度で指定口座に振込みます。</u> ※感染症の拡大防止のため、 <u>ご持参による申請は受け付けておりません。</u> ※申請書の提出が集中する場合は審査に時間がかかり、入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
申請先	〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号 北斗市水産商工労働課商工労働係

7 その他

提出された証拠書類等について、不審な点がみられる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

- ①給付額の全額返還。
- ②申請者の屋号・雅号・氏名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

8 お問い合わせ先

【北斗市水産商工労働課】

電話番号：0138-73-3111（内線285～287） 受付時間：8：30～17:00まで（平日のみ）
 市ホームページ <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/8800.html>